

# 災害復興に関するお知らせ

## 震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去に関するお知らせ

倒壊家屋・事業所等の解体撤去については、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された建物を対象に申請を受け付けています。

解体作業は、建物や現場状況等により完了まで数カ月かかる場合があるため、解体撤去を希望する方は、早めに申請してください。すでに倒壊家屋・事業所等の解体撤去を申請した方

で、早めに解体撤去を希望する場合は、受付窓口までご連絡ください。

問 災害廃棄物対策課

(内線3367・3374  
・6311・6313)

## 中小企業復旧支援事業補助金交付制度(第1回)のご案内

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設および設備の復旧に要する経費の一部を補助します。なお、今年度は新たに鉱業、採石

業、砂利採取業、建設業、サービス業(医療、福祉※)を補助対象業種に加えまして、

※医療法人および社会福祉法人を除く

・受付期間(第1回)  
6月11日(月)～29日(金)

・補助対象者

①市内で事業を営んでいる鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業(一部)を営む方(個人事業主)にあっては、震災時に市内に居住していた

方) ②施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた方

③市内で事業を再開または継続する方

④震災以前に、市税および国民健康保険税を完納している方

⑤国・県等が実施する震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない方等

・補助対象工事 ①被災施設の修復、建替に要する経費(住宅と施設が一体となっている場

合は、施設に係る部分のみ)

②被災設備の修繕または入替に要する経費(施設に付随する設備であって、事業の再開に供するもの)

※他に貸与することを目的とする施設(アパート、貸事務所等)は除く

※平成25年3月31日までに、復旧を完了し、実績報告を提出できる方(既に施設および設備の復旧を終えている場合も対象)

・補助金の額

施設および設備の復旧に要した経費(20万円以上。消費税額および地方消費税額を除く)の1/2以内(限度額100万円)

問 商工観光課

(内線3524)

## 事業者(法人)向け 石巻まちなか再生特区による優遇制度等

6月1日(金)より、石巻まちなか再生特区による税制優遇制度等の指定事務が開始されます。

### 【制度の概要】

- ・新規立地促進税制(平成24年3月23日以降に設立された法人が対象)  
※対象区域内に新設される法人は、5年間課税が発生しないように特例を受けることができます。
- ・特別償却または税額控除(市から指定を受けた日以降に取得等をした資産が対象)  
※対象区域内において取得等をした事業用設備等について、特別償却または税額控除を受けることができます。
- ・法人税等の特別控除  
※対象区域内の事業所における被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に控除を受けることができます。
- ・研究開発税制の特例(市から指定を受けた日以降に取得等をした資産が対象)  
※対象区域内で、開発研究用として減価償却資産を取得した場合、即時償却と併せて12%の税額控除を受けることができます。

### 【対象となる区域】

中央一～三丁目、中瀬、立町一・二丁目、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部

### 【対象となる業種】

- ①医歯薬・福祉・介護業(病院、歯科診療所、ドラッグストア・保育所・特別養護老人ホーム等)
- ②商業(飲食料品小売業・卸売業、衣服小売業・卸売業、理容・美容業、クリーニング業、獣医学業等)
- ③ICT関連産業(インターネットサービスプロバイダ、ソフトウェア業、コールセンター等)
- ④観光関連産業(飲食店、旅館・ホテル、屋形船等の河川水運業、観光客用に見学施設が併設された水産食品等製造業等)
- ⑤新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業(太陽光発電の管理センターや普及促進のためのショールームを併設した事業所等)

### 【特例制度を受けるための手続き】

- ・特例の適用を受けるためには、市から指定事業者としての指定および事業実施状況の認定が必要となります。
- ※市の審査により、対象となる要件を満たしている事業者が指定事業者として指定されます。

問 商工観光課 (内線3522) 産業推進課(内線3542)

### 【宮城県民間投資促進特区】

自動車製造業や食品関連産業等、ものづくり産業を対象とした「宮城県民間投資促進特区」は、宮城県東部地方振興事務所が申請窓口です。詳しい概要や申請書の様式等、詳細についてはお問い合わせください。

問 宮城県東部地方振興事務所 ☎95-1414

## 震災被災者就労支援事業・参加者(事業者)募集

### 被災者向け

被災された皆さんの雇用場の確保するため、被災者を対象に市内企業でのOJTや就業体験を通して、正規雇用を前提とした雇用につなげるよう支援する事業を実施します。

### 【対象者】

原則として、震災時に市内に居住し、その影響により離職を余儀なくされた方または求職者(学卒未就職者を含む)

### 【採用予定人数】

合計200人

### 【雇用期間】

6月1日(金)から

※各期とも、2カ月間の研修の後に、6カ月間の市内企業での就業体験となります。

### 【賃金】

・失業者:日給9,000円  
・学卒未就職者:日給7,500円(但し、高卒者は、日給7,000円)  
※別途、交通費と皆勤手当(月額10,000円)を支給

### 事業者向け

被災された皆さんの雇用場の確保するため、市が委託する人材紹介会社が被災者を雇用し、事業者とのマッチングを行った上で「紹介予定派遣」を行う事業を実施します。

期間中の人件費等、派遣料金等の負担は一切かかりません。ぜひ、新たな人材の活用をご検討ください。

### 【対象事業者】

- ・市内に事業所を有する法人または個人事業者の方
- ・労働者派遣法第4条に定める業務(港湾運行業務・建設業務・警備業務・医療関係業務等)以外の職種を営んでいる方
- ・直接雇用を前提とできる勤務内容を予定している方等

### 【被災者の募集予定人員】

合計200人

### 【派遣可能人数】

1事業者あたり最大10人

### 問(受託事業者)

ヒューレックス株式会社

・仙台本社

☎022-723-11770

## 宮城県事業復興型雇用創出事業助成金のお知らせ

### 【対象となる事業所の主な要件等】

- ・対象となる産業政策に基づく事業の支援を受けた県内の事業所であること
- ・平成23年11月21日以降、被災求職者を「期間の定めのない雇用または1年以上の有期雇用で契約更新可能な雇用形態」で雇い入れていること
- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
- ※雇い入れる方のうち「8

割」までは、平成23年11月20日以前に一度解雇した方を再び雇い入れた場合のいわゆる再雇用者も助成対象

### ■助成金額

新規雇用者の場合、1人あたり最大25万円を3年間で段階的に支給(上限1億円)

### ■申込方法

被災求職者を雇い入れた後、申請書に必要事項を記載の上、郵送または直接持参してください。

### ■申請受付期間

毎月1日～10日

※予算が無くなった時点で終了となります。

### 申・問

「事業復興型雇用創出助成金相談・申請コーナー」(県庁行政庁舎10階宮城県経済商工観光部雇用対策課分室内)

☎022-211-2779

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1



▲▶石巻港に災害廃棄物焼却処理施設1号炉が完成。細野環境大臣等を迎えて火入れ式を行った(5月13日)

